

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月17日
【届出者の氏名又は名称】	豊田通商株式会社
【届出者の住所又は所在地】	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル）
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目3番13号
【電話番号】	東京（03）4306-3080
【事務連絡者氏名】	電子事業統括部 電子事業連結管理グループ 連結管理・企画チーム チームリーダー 新宅 秀樹
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	豊田通商株式会社東京本社 （東京都港区港南二丁目3番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、豊田通商株式会社をいいます。

（注2）本書中の「対象者」とは、エレマテック株式会社をいいます。

（注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7）本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

（注8）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

（注9）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注11) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27 A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

エレマテック株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者との間で、平成23年8月1日付で、対象者の議決権の過半数を取得し、両社の事業上の提携等を行うことで、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させることを目的として資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。本資本業務提携契約の内容につきましては、後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照下さい。）を締結し、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を条件として本公開買付けを実施することを予定しておりました。今般、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したことを受けて、当社は、本資本業務提携契約に定める当社が公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、対象者の議決権の過半数を取得することを目的として、本公開買付けを平成24年1月17日より開始することにいたしました。

本公開買付けにおいては、10,441,500株（対象者が平成23年11月11日付で提出した第66期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数21,152,473株から対象者の平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在対象者が保有する自己株式数678,858株を除いた株式数20,473,615株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして51.00%（小数点以下第三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同様です。）に相当する数となります。）を買付予定数の上限として設定しております。そのため、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、当社は、対象者の代表取締役会長である櫻井恵氏（保有株式数2,035,808株、保有割合にして9.94%）及び同氏の資産管理会社である株式会社エスプランニング（保有株式数1,812,592株、保有割合にして8.85%。以下「エスプランニング」といいます。）との間で、並びに対象者の代表取締役副会長である大西俊一氏（保有株式数624,980株、保有割合にして3.05%）との間で、平成23年8月1日付でそれぞれ公開買付応募契約書（以下、それぞれ「櫻井氏応募契約」と及び「大西氏応募契約」といい、これらを総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、櫻井恵氏については1,635,808株（保有割合にして7.99%）、エスプランニングについては1,812,592株（保有割合にして8.85%）、大西俊一氏については424,980株（保有割合にして2.08%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨合意しております。また、当社は、櫻井氏一族（後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」において定義します。）（保有株式数の合計71,000株、保有割合にして合計0.35%）、及び大西俊一氏の配偶者（保有株式数215,600株、保有割合にして1.05%）から、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する旨の差入証をそれぞれ得ております。よって、当社は、合計4,159,980株（保有割合にして合計20.32%）について、対象者の株主から本公開買付けに応募する旨同意を得ていることとなります（本応募契約等の内容につきましては、後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照下さい。）。

当社は、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、対象者株式の算定を依頼し、当社は野村證券より平成23年8月1日に受領した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。

なお、当社は、野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を受領しておりません。本株式価値算定書によると、野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。

本株式価値算定書によると、採用した各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

- (a) 市場株価平均法：1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法：693円～1,299円
- (c) DCF法：1,039円～2,128円

市場株価平均法では、当社が本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに係る公表をした平成23年8月1日の前営業日である平成23年7月29日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,149円、直近1週間の終値の単純平均値1,116円、及び基準日終値1,097円を基に、対象者株式1株当たりの価値は1,069円～1,149円と分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの価値は693円～1,299円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者株式1株当たりの価値は、1,039円～2,128円と分析しております。当社は、本株式価値算定書の結果に加えて、対象者に対する事業・法務・会計・税務にかかるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに本応募契約の相手方である櫻井恵氏、エスプランニング及び大西俊一氏との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成23年8月1日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり1,540円と決定いたしました。また、本公開買付価格である1株当たり1,540円は、当社及び対象者が本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに係る公表をした平成23年8月1日の前営業日である平成23年7月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,097円に対して40.4%（小数点以下第二位を四捨五入、以下プレミアムの計算において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年7月29日まで）の対象者株式の終値の単純平均値1,149円（小数点以下を四捨五入、以下終値の単純平均値の計算において同じ。）に対して34.0%、過去3ヶ月間（平成23年5月2日から平成23年7月29日まで）の対象者株式の終値の単純平均値1,069円に対して44.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月31日から平成23年7月29日まで）の対象者株式の終値の単純平均値1,093円に対して40.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格である1株当たり1,540円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月16日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,281円に対して20.2%のプレミアムを加えた金額となります。

(2) 対象者による賛同

対象者が公表した平成24年1月16日付「豊田通商株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本資本業務提携契約に定めた本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ、対象者及び当社の関連当事者に該当しないフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より対象者の株式価値算定書を平成23年7月29日付で受領しているとのこと（以下、当該株式価値算定書を「7月対象者株式価値算定書」といいます。）。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付価格が財務的見地から対象者にとって妥当である旨の意見書を取得していないとのこと。

対象者プレスリリースによれば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が7月対象者株式価値算定書において対象者株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法であり、7月対象者株式価値算定書において分析された対象者株式の1株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,241円～1,459円
- (c) DCF法 : 1,431円～1,593円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表をした日の前営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しているとのこと。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,241円～1,459円と分析しているとのこと。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,431円～1,593円と分析しているとのこと。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、対象者及び当社から独立し

たりーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、7月対象者株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成23年8月1日開催の対象者取締役会において、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏を除く全員が出席し、本公開買付けの諸条件について検討したとのことです。その結果、本公開買付けの諸条件、資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させると思われることから、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨、及び、本公開買付け価格は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが実施された場合には対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することとした旨を、当該審議及び決議に参加した対象者取締役3名の全員一致で決議したとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には対象者取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、本公開買付けに関する意見の内容を検討するにあたって、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から5ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境等の変化を考慮する必要があること並びに平成23年10月17日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信により公表された対象者の平成23年度の業績予想修正の影響を考慮する必要があることから、本公開買付けの適正性を改めて判断するため、その参考資料として三菱UFJモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書を平成24年1月13日付で受領しているとのことです（以下、当該株式価値算定書を「1月対象者株式価値算定書」といいます。）。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付け価格が財務的見地から対象者にとって妥当である旨の意見書を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が1月対象者株式価値算定書において対象者株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法であり、1月対象者株式価値算定書において分析された対象者株式の1株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,215円～1,520円
- (c) DCF法 : 1,491円～1,649円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表を通じ、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる公表による影響を受ける直前の営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,215円～1,520円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,491円～1,649円と分析しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、1月対象者株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成24年1月16日にも対象者取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の対象者の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議したとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏は、当社との間で本応募契約をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、翌平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会においてこれを更新しました。同買収防衛策は、平成23年6月17日開催の第65回定時株主総会の終結時をもってその有効期間が満了したものの、有効期間満了前に行われた大規模買付行為の提案に対しては引き続き同買収防衛策が適用されますが、本公開買付けに関しては、平成23年8月1日開催の対象者の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しているとのことです。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和23年に「日新通商株式会社」として設立され、トヨタグループの商社として自動車関連事業を中心に着実に成長を遂げてまいりました。平成18年には自動車分野以外の多彩な事業展開を背景に幅広い顧客層を持つ総合商社の株式会社トーメンと合併し、両社のシナジーを最大限に発揮しながら、総合商社として幅広い事業分野で豊かな社会の実現に向けた取り組みを展開しております。中でも重要な戦略事業の一つに位置付けているエレクトロニクス分野では、半導体代理店ビジネスをメインとする株式会社トーメンエレクトロニクス（東京証券取引所市場第一部上場）、株式会社トーメンデバイス（東京証券取引所市場第一部上場）及び株式会社豊通エレクトロニクス（非上場、100%子会社）、電子部品ビジネスをメインとする株式会社トムキ（非上場、100%子会社）など電子デバイス取扱いグループ会社を有し、電子デバイス関連事業において連結ベースで約4,500億円（平成23年3月期ベース）の売上規模を誇っており、電子デバイス商社グループとしては日本では最大手のプレーヤーです。また、システム構築及びシステムインフラ構築を担当する株式会社豊通シスコムや、携帯電話端末販売を担当する株式会社TDモバイルなどのグループ会社を含めると、売上規模約5,500億円となり、エレクトロニクス関連事業は当社の中核事業分野の一つとなっております。これまで、当社グループのエレクトロニクス関連事業は、半導体・電子部品関連事業をメインとして、日系電機セットメーカーや日系自動車メーカーの成長とともに取扱いを拡大してきました。一方で、当社グループの長期経営方針である、自動車分野で培った機能、ノウハウを横展開することにより、自動車分野以外の事業とのシナジーを創出し「第2、第3の柱」を育成・確立するという方針に従い、今後の新たな価値創造とさらなる飛躍に向けて半導体・電子部品関連のみならず、他のエレクトロニクス関連事業でのさらなる事業の拡大が必要と考えております。

対象者は、昭和22年4月に電気絶縁材料等の販売を目的に「高千穂電気株式会社」として設立された独立系エレクトロニクス商社で、現在は、液晶、携帯電話、TV向け等のカスタマイズした電気・電子材料等の販売を行っております。顧客数約4,800社、仕入先数約4,600社と幅広い営業基盤を持ち、国内外56拠点のネットワークを生かし、日本国内及び中国アジア地域を主に、北米及び東欧でもビジネスを展開しております。また、平成21年10月に、従来手薄であった関西系顧客をメインとする大西電気株式会社との合併により「エレマテック株式会社」に社名変更し、その経営基盤をより強固なものに固めております。一方、対象者の主要顧客である日系エレクトロニクスメーカーは、グローバルな競争に勝ち抜く製品を製造するために、より高性能な部材の調達を行い、さらに、組み立てコストと輸送コストを掛け合わせた最適な製造拠点を確保する等の施策を次々に行っております。そのような状況下において、対象者としても、より高度化していく顧客の様々な要望にこたえるため、そして、海外エレクトロニクスメーカーや海外EMSメーカーへの販売を拡大する上で、迅速かつ効率的なグローバル展開、商品提案力の強化、商権を獲得するための投融資等の施策をタイムリーに行っていく必要性を強く認識し、これらを早期に実現し得る新たなビジネスパートナーを探しておりました。また、高度なエレクトロニクス化が進んでいる自動車業界は、対象者にとって大きな成長分野であることから、そこにいち早くビジネスを展開していく必要性も強く認識しておりました。

元来、技術革新のスピードが速く、顧客ニーズが多様化しているエレクトロニクス業界では、昨今の世界経済の急激な変動の中で、情勢の変化が一層加速しております。このような状況の中で、当社グループにおいては、当社グループに対象者を迎え入れ、業務提携を行うことで営業面でのシナジーが期待できると考え、対象者との間で、平成23年4月頃から資本及び業務提携について具体的な協議を開始し、その後継続してまいりました。その結果、対象者が、当社グループと関係が深い自動車関連、アミューズ関連及び半導体関連向けの拡販を今後の成長戦略としていることから、当社グループとのシナジー効果が高く、さらに両社は取扱い製品及び販売ルートに関する強い補完関係を有し、技術や人材の交流によりお互いの強みを生かすことで、顧客へのサービスの拡充を図ることが可能であるとの共通認識に至りました。

そして、上記協議を通じ、対象者が当面の間上場会社としての地位を継続し、上場会社として経営の自主性を維持する意向があることを勘案しつつ、当社及び対象者双方の企業価値の向上を図ることを目的として、平成23年8月1日付で、本公開買付けの実施を前提とした本資本業務提携契約を締結いたしました。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

本資本業務提携契約

当社と対象者は、本資本業務提携契約において、大要以下の事項等について合意しております。

- () 業務提携
 - ・当社及び対象者は、相互にビジネスパートナーとして、販売チャネルの共有、物流機能の活用・集約、技術・ノウハウの相互提供、共同研究及び人材交流の分野における業務提携を協議する。
 - ・当社及び対象者は、本公開買付け成立後、業務提携の具体的な内容を検討するため、共同で「業務提携に関する委員会」を設置の上、業務提携の具体化について協議する。
- () 対象者の賛同
 - ・対象者は、本公開買付けの決済が終了するまでの間、本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、(a)第三者による対象者株式を対象とする公開買付けの実施その他本公開買付け又は当社による対象者の議決権の過半数の取得と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案又は勧誘を対象者が受けた場合、又は(b)第三者が対象者株式を対象とする公開買付けを開始した場合において、上記義務を履行することが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する可能性が高いと対象者の取締役が合理的に判断するときは、この限りでない。
- () 本公開買付けの実施
 - ・当社は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等の条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。
 - ・当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合において、当社が対象者の議決権の過半数を取得するため対象者株式の追加取得を行うことを希望する場合、当社及び対象者は、その方策について協議し、対象者は当社が対象者の議決権の過半数を取得できるよう最大限協力する。
- () 本公開買付け後の経営体制
 - ・当社及び対象者は、対象者が、本公開買付け成立後最初に開催される定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）より5年の間、本資本業務提携契約締結時点の取締役のうち取締役在任中の取締役から対象者の代表取締役社長1名を選出する意向を有していること、及び、当社が、合理的な理由がある場合を除き、当該期間かかる意向に協力する意思があることを相互に確認する。
 - ・当社は、本公開買付け成立後、(a)当社の対象者に対する議決権比率が対象者株式の追加取得等によるものも含めて40%以上の場合、対象者の取締役の過半数（当面の間、常勤取締役1名を除き、非常勤取締役とする。）及び非常勤監査役の1名を、(b)当社の対象者に対する議決権比率が対象者株式の追加取得等によるものも含めて40%未満の場合、当該議決権比率に応じた数（但し、1名を下回らない数とする。）の対象者の取締役（常勤取締役1名を除き、非常勤取締役とする。）及び非常勤監査役1名を指名することができるものとする。
 - ・対象者は、本定時株主総会及びその後の株主総会において、当社が指名する者を取締役候補者とする取締役選任議案及び当社が指名する者を監査役候補者とする監査役選任議案を上程するものとし、かかる議案が全て承認可決されるよう最大限努力する。
 - ・本公開買付けが成立した場合、対象者は、当社の関係会社として、一定の事項（定款変更、剰余金の配当、資本金の変更、合併等の組織再編、当社の議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為等）について、当社の事前の書面による承諾を取得し、当社との間で事前に協議し、又は、当社に対して報告・情報提供をする。
- () 上場維持
 - ・当社は、本公開買付け成立後当面の間、合理的な理由がある場合を除き、対象者の上場維持に関して対象者の取締役の意向を尊重する。
- () 当社保有株式
 - ・当社は、その保有する対象者株式の全部又は一部について、第三者（当社の子会社又は関連会社を除く。）への譲渡、又は質権若しくは譲渡担保権その他の担保権の設定等の処分をしようとする場合には、予め対象者と誠実に協議する。

櫻井氏応募契約

当社は、対象者の代表取締役会長である櫻井恵氏（保有株式数2,035,808株、保有割合にして9.94%）及びエスプランニング（保有株式数1,812,592株、保有割合にして8.85%）との間で、平成23年8月1日付で公開買付応募契約書を締結し、大要以下の事項等について合意しております。

- () 応募の合意
 - ・櫻井恵氏はその所有する全ての対象者株式2,035,808株のうち1,635,808株（保有割合にして7.99%）、及びエスプランニングはその所有する全ての対象者株式1,812,592株（保有割合にして8.85%）について、本公開買付けに応募し、櫻井恵氏の配偶者（保有株式数19,000株、保有割合にして0.09%）及びその子（保有株式数52,000株、保有割合にして0.25%）（以下配偶者と併せて「櫻井氏一族」と総称します。）をして、各自が所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募させる。

() 本公開買付け成立後の櫻井会長の地位及び待遇

- ・ 櫻井氏応募契約に従って櫻井恵氏及びエスプランニングが本公開買付けに応募し本公開買付けが成立した場合、当社は、櫻井恵氏が、本定時株主総会から一定期間、対象者の代表取締役会長としての地位において職務を遂行する意向を有していることを確認し、対象者の株主として、かかる意向に協力するよう最大限の努力を行う。

大西氏応募契約

当社は、対象者の代表取締役副会長である大西俊一氏（保有株式数624,980株、保有割合にして3.05%）との間で、平成23年8月1日付で公開買付応募契約書を締結し、大西俊一氏は、その所有する全ての対象者株式624,980株のうち424,980株（保有割合にして2.08%）について、本公開買付けに応募し、同氏の配偶者（保有株式数215,600株、保有割合にして1.05%）をして、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募させること等を合意しております。

櫻井氏一族及び大西俊一氏の配偶者からの差入証

当社は、櫻井氏一族（保有株式数の合計71,000株、保有割合にして合計0.35%）、及び大西俊一氏の配偶者（保有株式数215,600株、保有割合にして1.05%）から、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する旨の差入証をそれぞれ取得しております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付予定数の上限（10,441,500株）を設定しておりますので、本公開買付け後の当社の対象者の株式の所有株式数は、最大で10,441,500株（保有割合にして51.00%）にとどまる予定です。また、当社及び対象者は、本公開買付けの成立後においても、当面の間、対象者の株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

(6) 本公開買付け後の、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者の議決権の過半数を取得することを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等の追加取得を行うことは予定しておりません。また、当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合において、当社が対象者の議決権の過半数を取得するため対象者株式の追加取得を行うことを希望する場合、当社及び対象者は、その方策について協議する予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年1月17日（火曜日）から平成24年2月27日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年1月17日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金1,540円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者株式の算定を依頼し、当社は本株式価値算定書を参考にいたしました。</p> <p>なお、当社は、野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を受領しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した各手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>(a) 市場株価平均法：1,069円～1,149円 (b) 類似会社比較法：693円～1,299円 (c) DCF法：1,039円～2,128円</p> <p>市場株価平均法では、当社が本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに係る公表をした平成23年 8 月 1 日の前営業日である平成23年 7 月29日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値1,093円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値1,069円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値1,149円、直近 1 週間の終値の単純平均値1,116円、及び基準日終値1,097円を基に、対象者株式 1 株当たりの価値は1,069円～1,149円と分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式 1 株当たりの価値は693円～1,299円と分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者株式 1 株当たりの価値は、1,039円～2,128円と分析しております。</p> <p>当社は本株式価値算定書の結果に加えて、対象者に対する事業・法務・会計・税務にかかるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに本応募契約の相手方である櫻井恵氏、エスプランニング及び大西俊一氏との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成23年 8 月 1 日開催の取締役会において本公開買付価格を 1 株当たり1,540円と決定いたしました。</p>

	<p>本公開買付価格である1株当たり1,540円は、当社及び対象者が本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに係る公表をした平成23年8月1日の前営業日である平成23年7月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,097円に対して40.4%、過去1ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年7月29日まで）の対象者株式の終値の単純平均値1,149円に対して34.0%、過去3ヶ月間（平成23年5月2日から平成23年7月29日まで）の対象者株式の終値の単純平均値1,069円に対して44.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月31日から平成23年7月29日まで）の対象者株式の終値の単純平均値1,093円に対して40.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格である1株当たり1,540円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月16日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,281円に対して20.2%のプレミアムを加えた金額となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る当社側の過程）</p> <p>元来、技術革新のスピードが速く、顧客ニーズが多様化しているエレクトロニクス業界では、昨今の世界経済の急激な変動の中で、情勢の変化が一層加速しております。このような状況の中で、当社グループにおいては、当社グループに対象者を迎え入れ、業務提携を行うことで営業面でのシナジーが期待できると考え、対象者との間で、平成23年4月頃から資本及び業務提携について具体的な協議を開始し、その後継続してまいりました。その結果、対象者が、当社グループと関係が深い自動車関連、アミューズ関連及び半導体関連向けの拡販を今後の成長戦略としていることから、当社グループとのシナジー効果が高く、さらに両社は取扱製品及び販売ルートに関する強い補完関係を有し、技術や人材の交流によりお互いの強みを生かすことで、顧客へのサービスの拡充を図ることが可能であるとの共通認識に至りました。</p> <p>そして、上記協議を通じ、対象者が当面の間上場会社としての地位を継続し、上場会社として経営の自主性を維持する意向があることを勘案しつつ、当社及び対象者双方の企業価値の向上を図ることを目的として、平成23年8月1日付で、本公開買付けの実施を前提とした本資本業務提携契約を締結いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格は以下の経緯を踏まえて決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない野村證券に対し、対象者株式の算定を依頼し、野村證券より本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を受領しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>本株式価値算定書によれば、野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>(a) 市場株価平均法：1,069円～1,149円 (b) 類似会社比較法：693円～1,299円 (c) DCF法：1,039円～2,128円</p>

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本株式価値算定書の算定結果に加えて、対象者に対する事業・法務・会計・税務にかかるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに本応募契約の相手方である櫻井恵氏、エスプランニング及び大西俊一氏との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成23年8月1日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり1,540円と決定いたしました。

(対象者における買付け等の価格の公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本資本業務提携契約に定めた本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ、対象者及び当社の関連当事者に該当しないフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より7月対象者株式価値算定書を平成23年7月29日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付価格が財務的見地から対象者にとって妥当である旨の意見書を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が7月対象者株式価値算定書において対象者株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法であり、7月対象者株式価値算定書において分析された対象者株式の1株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,241円～1,459円
- (c) DCF法 : 1,431円～1,593円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表をした日の前営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,241円～1,459円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,431円～1,593円と分析しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、7月対象者株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成23年8月1日開催の対象者取締役会において、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏を除く全員が出席し、本公開買付けの諸条件について検討したとのことです。その結果、本公開買付けの諸条件、資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させられることから、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨、及び、本公開買付け価格は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが実施された場合には対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することとした旨を、当該審議及び決議に参加した対象者取締役3名の全員一致で決議したとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には対象者取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、本公開買付けに関する意見の内容を検討するにあたって、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から5ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境等の変化を考慮する必要があること並びに平成23年10月17日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信により公表された対象者の平成23年度の業績予想修正の影響を考慮する必要があることから、本公開買付け価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料として三菱UFJモルガン・スタンレー証券より1月対象者株式価値算定書を平成24年1月13日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付け価格が財務的見地から対象者にとって妥当である旨の意見書を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が1月対象者株式価値算定書において対象者株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法であり、1月対象者株式価値算定書において分析された対象者株式の1株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,215円～1,520円
- (c) DCF法 : 1,491円～1,649円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表を通じ、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる公表による影響を受ける直前の営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、対象者株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,215円～1,520円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、これにより対象者株式の1株当たりの価値は、1,491円～1,649円と分析しているとのことです。

	<p>また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けているとのことです。</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、1月対象者株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成24年1月16日にも対象者取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、対象者の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の対象者の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議したとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。</p> <p>なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏は、当社との間で本応募契約をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。</p>
--	--

（3）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,441,500（株）	-（株）	10,441,500（株）

（注1） 応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	104,415
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月17日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月17日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	204,634
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	51.00%
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	51.00%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,441,500株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成23年11月11日付で提出した第66期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象となるため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の単元未満株式10,273株から、対象者の平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式の数(678,858株)のうちの単元未満自己株式58株を控除した、10,215株に係る議決権の数である102個)を、上記第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数204,634個に加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(j)」を204,736個として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年9月29日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、平成23年10月26日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。また、本件株式取得に関しては、平成23年10月29日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国商務部（以下「中国商務部」といいます。）に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国商務部は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本件株式取得を承認するか、より詳細な審査（以下「詳細審査」といいます。）を行うかの決定を行います。中国商務部が詳細審査を行う旨決定した場合は、その日から90日以内の審査期間（但し、この審査期間は最長60日間延長される場合もあります。）内に中国商務部が本件株式取得を承認したとき、公開買付者は本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成23年8月18日（現地時間）付で中国商務部に提出され、平成23年10月12日（現地時間）付で受理されております。その後、中国商務部は、平成23年11月10日（現地時間）付で詳細審査を行う旨決定し、詳細審査の結果、平成23年12月26日（現地時間）付で、中国商務部から本件株式取得を承認する文書が発出されました。

(3)【許可等の日付及び番号】

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成23年10月26日 （排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）	公部総第48号
中国	中華人民共和国商務部	平成23年12月26日	商反壟審査函 [2011]第132号

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書
外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証

住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート)

国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	16,079,910,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	140,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	16,224,910,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(10,441,500株)に本公開買付価格(1株当たり1,540円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	43,001,136
計(a)	43,001,136

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

43,001,136千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年3月5日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月23日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出

なお、平成24年2月14日頃に、第91期第3四半期報告書（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）を提出する予定です。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

豊田通商株式会社東京本社

（東京都港区港南二丁目3番13号）

豊田通商株式会社大阪支店

（大阪市中央区南船場四丁目3番11号（大阪豊田ビル））

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

公開買付者と対象者との取引及びその金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

期別	第88期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第89期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第90期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
対象者からの電気・電子材 料の仕入	10	51	32
対象者への電気・電子材料 の売上	0	0	9

(2) 公開買付者と対象者役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本資本業務提携契約

当社と対象者は、本資本業務提携契約において、大要以下の事項等について合意しております。

() 業務提携

- ・当社及び対象者は、相互にビジネスパートナーとして、販売チャネルの共有、物流機能の活用・集約、技術・ノウハウの相互提供、共同研究及び人材交流の分野における業務提携を協議する。
- ・当社及び対象者は、本公開買付け成立後、業務提携の具体的な内容を検討するため、共同で「業務提携に関する委員会」を設置の上、業務提携の具体化について協議する。

() 対象者の賛同

- ・対象者は、本公開買付けの決済が終了するまでの間、本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、(a)第三者による対象者株式を対象とする公開買付けの実施その他本公開買付け又は当社による対象者の議決権の過半数の取得と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案又は勧誘を対象者が受けた場合、又は(b)第三者が対象者株式を対象とする公開買付けを開始した場合において、上記義務を履行することが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する可能性が高いと対象者の取締役が合理的に判断するときは、この限りでない。

() 本公開買付けの実施

- ・当社は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等の条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。
- ・当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合において、当社が対象者の議決権の過半数を取得するため対象者株式の追加取得を行うことを希望する場合、当社及び対象者は、その方策について協議し、対象者は当社が対象者の議決権の過半数を取得できるよう最大限協力する。

() 本公開買付け後の経営体制

- ・当社及び対象者は、対象者が、本定時株主総会より5年の間、本資本業務提携契約締結時点の取締役のうち取締役在任中の取締役から対象者の代表取締役社長1名を選出する意向を有していること、及び、当社が、合理的な理由がある場合を除き、当該期間かかる意向に協力する意思があることを相互に確認する。
- ・当社は、本公開買付け成立後、(a)当社の対象者に対する議決権比率が対象者株式の追加取得等によるものも含めて40%以上の場合、対象者の取締役の過半数（当面の間、常勤取締役1名を除き、非常勤取締役とする。）及び非常勤監査役の1名を、(b)当社の対象者に対する議決権比率が対象者株式の追加取得等によるものも含めて40%未満の場合、当該議決権比率に応じた数（但し、1名を下回らない数とする。）の対象者の取締役（常勤取締役1名を除き、非常勤監査役とする。）及び非常勤監査役1名を指名することができるものとする。
- ・対象者は、本定時株主総会及びその後の株主総会において、当社が指名する者を取締役候補者とする取締役選任議案及び当社が指名する者を監査役候補者とする監査役選任議案を上程するものとし、かかる議案が全て承認可決されるよう最大限努力する。
- ・本公開買付けが成立した場合、対象者は、当社の関係会社として、一定の事項（定款変更、剰余金の配当、資本金の変更、合併等の組織再編、当社の議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為等）について、当社の事前の書面による承諾を取得し、当社との間で事前に協議し、又は、当社に対して報告・情報提供をする。

() 上場維持

- ・当社は、本公開買付け成立後当面の間、合理的な理由がある場合を除き、対象者の上場維持に関して対象者の取締役の意向を尊重する。

() 当社保有株式

- ・当社は、その保有する対象者株式の全部又は一部について、第三者（当社の子会社又は関連会社を除く。）への譲渡、又は質権若しくは譲渡担保権その他の担保権の設定等の処分をしようとする場合には、予め対象者と誠実に協議する。

櫻井氏応募契約

当社は、対象者の代表取締役会長である櫻井恵氏（保有株式数2,035,808株、保有割合にして9.94%）及びエスプランニング（保有株式数1,812,592株、保有割合にして8.85%）との間で、平成23年8月1日付で公開買付応募契約書を締結し、大要以下の事項等について合意しております。

（ ）応募の合意

- ・ 櫻井恵氏はその所有する全ての対象者株式2,035,808株のうち1,635,808株（保有割合にして7.99%）、及びエスプランニングはその所有する全ての対象者株式1,812,592株（保有割合にして8.85%）について、本公開買付けに応募し、櫻井氏一族（保有株式数の合計71,000株、保有割合にして合計0.35%）をして、各自が所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募させる。

（ ）本公開買付け成立後の櫻井会長の地位及び待遇

- ・ 櫻井氏応募契約に従って櫻井恵氏及びエスプランニングが本公開買付けに応募し本公開買付けが成立した場合、当社は、櫻井恵氏が、本定時株主総会から一定期間、対象者の代表取締役会長としての地位において職務を遂行する意向を有していることを確認し、対象者の株主として、かかる意向に協力するよう最大限の努力を行う。

大西氏応募契約

当社は、対象者の代表取締役副会長である大西俊一氏（保有株式数624,980株、保有割合にして3.05%）との間で、平成23年8月1日付で公開買付応募契約書を締結し、大西俊一氏は、その所有する全ての対象者株式624,980株のうち424,980株（保有割合にして2.08%）について、本公開買付けに応募し、同氏の配偶者（保有株式数215,600株、保有割合にして1.05%）をして、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募させること等を合意しております。

櫻井氏一族及び大西俊一氏の配偶者からの差入証

当社は、櫻井氏一族（保有株式数の合計71,000株、保有割合にして合計0.35%）、及び大西俊一氏の配偶者（保有株式数215,600株、保有割合にして1.05%）から、その所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する旨の差入証をそれぞれ取得しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第1部						
	月別	平成23年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価（円）	1,228	1,395	1,350	1,330	1,296	1,290	1,302
最低株価（円）	1,091	1,075	1,295	1,270	1,211	1,256	1,273

（注）平成24年1月については、平成24年1月16日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月18日関東財務局長に提出
 事業年度 第65期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月17日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月11日関東財務局長に提出
 なお、対象者によれば、対象者は、平成24年2月3日に、第66期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】
エレマテック株式会社
（東京都港区三田三丁目 5 番27号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

5 【その他】

該当事項はありません。